情報セキュリティ要件に関する事項

乙は、本契約に基づくサービス（以下「本サービス」という。）の提供に当たり、別に定めがあるものを除き、次の事項を遵守しなければならない。

1　本サービスの提供の着手前に、緊急時における乙の連絡体制が分かる書類を甲に提出すること。

2　本サービスの提供に係る情報セキュリティに対する意識の向上を図るために、乙の従事者等に対して情報セキュリティに関する教育を実施すること。

3　墨田区情報セキュリティポリシー・基本方針及び対策基準並びに本サービスに関する情報セキュリティ実施手順の各種規程を遵守すること。

4　本契約期間中及び本契約期間満了後において、本サービスを提供する過程で知り得た一切の情報（甲が書面により公表を承認した情報及び本契約期間中に既に公知となっている情報を除く。以下「機密情報」という。）を、甲の事前の承諾なしに、第三者に提供し、譲渡し、又は漏洩しないこと。

5　機密情報並びに機密情報が記録された関係資料及び記録媒体（以下「機密資料等」という。）を、本サービスを提供する目的以外のために、公表、譲渡、貸与、複写、複製その他の使用をしないこと。

6　本サービスの提供に当たり甲及び乙が使用し、作成し、又は管理する一切の機密資料等は、本契約期間満了後、速やかに甲に返還し、又はあらかじめ甲と協議の上、廃棄すること。なお、機密資料等の廃棄に当たっては、当該機密資料等が第三者の利用に供されることのないよう、善良な管理者の注意をもって焼却、裁断等により処分すること。

7　本契約の遂行状況（本情報セキュリティ要件に関する事項の遵守状況を含む。）に関し、甲から報告を求められたときは、これに応ずること。

8　本サービスに係るシステムの情報セキュリティに関し、甲又は甲が指定する者が監査、検査を実施するときは、これに協力すること。また、法令等に基づき国等の関係機関が監査、検査を実施する場合においても同様とする。

9　本サービスの提供に関し、情報セキュリティインシデントが発生したときは、その発生に係る帰責の有無及び甲の本サービスの利用との関連の有無にかかわらず、

直ちに甲に対して、当該インシデントに関わる内容、件数、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従い必要な措置を講ずること。

10　本サービスの提供に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合において、甲が、区民等に対して適正な説明責任を果たすために当該情報セキュリティインシデントに関する情報の公表を行うときは、これに協力すること。

11　本サービスの提供に当たり、甲の施設のうち、甲の指定する場所に立ち入る必要がある場合において、携帯電話等の通信機器については、その形態及び通話、データ通信、撮影等の機能を問わず、使用しないこと。

12　本サービスの提供に当たり、甲が保有し、又は借り上げている機器等に新たな機器の接続又は各種媒体の使用を行う場合は、事前に甲と協議を行い、甲の許可を受けること。

13　上記１から１２までに掲げるもののほか、本サービスの提供に係る情報セキュリティに関し、個別に甲から指示があったときは、これに従うこと。

14　上記３から１３までに掲げる事項を本サービスの提供に係る乙の従事者等に遵守させること。

15　本情報セキュリティ要件に関する事項に規定する義務に違反し、区が損害を受けたときは、区に対してその損害を賠償すること。